

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
(県例規集登載)

保健福祉課

- 平成二十八年度県統計調査の実施

統計分析課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

〃

- 指定障害児通所支援事業者の指定

障害福祉課

- 指定障害福祉サービス事業者の指定

〃

- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

〃

- ふ化業者の登録

畜産課

【労働委員会】

- 岡山県労働委員会あっせん員候補者

労働委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百八十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年分の補助金から適用する。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県社会福祉施設等耐震化等整備費補助金の項を削り、同部岡山県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金の項中「岡山県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金」を「岡山県がん診療連携拠点病院等機能強化事業費補助金」に、

がん診療連携拠点
病院機能強化事業

を

がん診療連携拠点
病院機能強化事業
及び地域がん診療
病院等機能強化事
業

に改め、同部岡山県地域自殺対

策緊急強化事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県地域自 殺対策強化事 業費補助金	自殺対策の強 化	市町村	地域自殺対策強化 事業	補助基本額の十分 の十以内
---------------------------	-------------	-----	----------------	------------------

表保健福祉部の部健康寿命長期化モデル事業補助金の項の次に次のように加える。

岡山県禁煙治 療費助成金	生活習慣病及 びがんの予防 並びに生活習 慣の改善	禁煙治 療を受 け、禁 煙に成 功した 個人	医療保険の保険給 付の対象とならな い禁煙治療に要す る費用	一 二十歳以上四 十歳未満の者 助成対象経費 の十分の七以 内。ただし、三 万五千円を限度
-----------------	------------------------------------	---------------------------------------	---	--

岡山県産後マ マあんしんケ ア事業費補助 金	安心して妊娠 し、及び出産 することがで きる環境の整 備	(未成 年者に あつて は、そ の親権 者又は 未成年 後見 人)	産後ケア事業	補助基本額の二分 の一以内	とする。 二十歳未満の 者 助成対象経費 の十分の九以 内。ただし、四 万五千円を限度 とする。
---------------------------------	---	---	--------	------------------	---

表保健福祉部の部こんにちは！「ももっこステーション」事業費補助金の項を削り、

同部岡山県放課後児童健全育成事業費補助金の項中

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 放課後児童健
全育成事業 |
| 2 | 放課後子ども
環境整備事業 |
| 3 | 放課後児童ク
ラブ支援事業 |
| 4 | 岡山県学童地
域支援事業 |
| 5 | 岡山県放課後
児童クラブ障害
児受入サポート |

を

- | |
|---|
| 1
岡山県学童地
域支援事業 |
| 2
岡山県放課後
児童クラブ障害
児受入サポート
事業 |
| 3
岡山県放課後
児童クラブ学習
支援事業 |

に改め、「補助基本額の三分の二以内。ただし、国庫補助対

事業

象にならない事業については、「を削り、同部岡山県特別保育事業費等補助金の項の次に次のように加える。

岡山県子ども のための教育 ・保育給付費 補助金	子どもが健や かに成長する ことができる 社会の実現	市町村	施設型給付費等及 び特例地域型保育 給付費	補助基本額の二分 の一以内
岡山県保育対 策総合支援事 業費補助金	待機児童の解 消及び子ども を安心して育 てることがで きる環境の整 備	市町村	保育体制強化事業	補助基本額の四分 の一

表保健福祉部の部子育て大学・地域タイアップ事業費補助金の項を削り、同部岡山県
少子化対策強化交付金の項の次に次のように加える。

岡山県少子化 対策重点推進 交付金	地域における 少子化対策の 推進	市町村	地域少子化対策重 点推進事業	補助基本額の十分 の十
岡山県結婚新 生活支援事業 費補助金	地域における 少子化対策の 強化	市町村	結婚新生活支援事 業	補助基本額の四分 の三

表保健福祉部の部岡山県母子家庭等日常生活支援事業費補助金の項中「岡山県母子家庭等日常生活支援事業費補助金」を「岡山県ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金」に改め、同部岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金（住まい対策拡充等支援事業分）の項を次のように改める。

岡山県緊急雇 用創出事業臨 時特例基金事 業補助金（住 まい対策拡充 等支援事業 分）	求職中の貧困 ・困窮者等に 対する生活、 就労、住宅等 の支援	市町村 （福祉 事務所 を設置 してい ない町 村を除 く。）	住宅支援給付事業	補助基本額の十分 の十
---	---	--	----------	----------------

◎岡山県告示第二百八十三号

平成二十八年度において、次の県統計調査を実施する。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

環境に関する県民等意識調査

2 目的

新岡山県環境基本計画の見直しに当たり、環境保全の各分野に対する県民及び事業者の意識及び行動の実態を把握し、県民等の環境保全に対する意識及びニーズの変化を同計画に反映させるための基礎資料を得る。

二 県統計調査の対象の範囲

1 県民版 県内の二十歳以上の男女

2 事業所版 県内の常用雇用者が三十人以上の事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

(1) 県民版 現在の環境に対する実感、環境に配慮した日常生活の行動、環境問題に対する考え方、関心のある環境問題、活動すべき主体、環境と企業活動、環境学習や環境保全活動への参加、環境情報、行政に期待すること、岡山県の取組状況、岡山県の将来像及び環境に関する言葉の認知度

(2) 事業所版 環境保全への取組等

2 その基準となる期日又は期間

平成二十八年五月

四 報告を求める者

1 県民版 二千五百人

2 事業所版 五百事業所

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

六 報告を求める期間

平成二十八年五月

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

七 実施部課名
環境文化部環境企画課

◎岡山県告示第二百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所在地

ファーマシイ薬局美の浜 笠岡市美の浜二九一六六

津山第一病院 訪問看護ステーション 津山市中島四三八

指定年月日

平成二十八年五月一日

平成二十八年五月一日

◎岡山県告示第二百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ジュン・クリニク

浅口市金光町占見新田六八二一七

平成二十八年五月一日

◎岡山県告示第二百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
医療法人東浩会石川病院	医療機関の所在地	津山市川崎一三〇三	津山市川崎五五四一五	平成二十八年五月一日
創心会訪問看護ステーション	医療機関の名称	創心会訪問看護ステーション	創心会訪問看護リハビリステーション	平成二十八年四月一日
創心会訪問看護ステーション	医療機関の所在地	倉敷市茶屋町二一〇二一四	倉敷市茶屋町二一〇四一	平成二十八年四月一日

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

◎岡山県告示第二百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

じゃんぷえいど

2 所在地

玉野市宇野一―三七―七 二階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人玉野つつじねっと

2 主たる事務所の所在地

玉野市迫間二二九一―五

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇八五

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サポートセンター かがやき

2 所在地

総社市小寺九五八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人超寿会

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

2 主たる事務所の所在地
総社市小寺九八六一

3 指定年月日

平成二十八年四月一日

4 事業所番号

三三五〇八〇〇一〇二

5 事業の種類別

児童発達支援

1 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援センター くるーる

2 所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地一

2 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 color

2 主たる事務所の所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地一

3 指定年月日

平成二十八年四月一日

4 事業所番号

三三五〇九〇〇〇七六

5 事業の種類別

児童発達支援、放課後等サービス、保育所等訪問支援

1 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援センターひよこ

2 所在地

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

瀬戸内市邑久町山田庄八七三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三―五

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三五―二〇〇〇二―一

五 事業の種類別

児童発達支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービスことり

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄八七三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三―五

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三五―二〇〇〇三―九

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

◎岡山県告示第二百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

クローバー

2 所在地

玉野市用吉一七五〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人 I S J

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区一宮七五番地六

三 指定年月日

平成二十八年三月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四二三

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションセフティスマイル津山

2 所在地

津山市河辺一〇七三ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

株式会社グッド・ケア・グループ

2 主たる事務所の所在地

大阪府四條畷市中野四九八番地一

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇七九七

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

いんべ通園センター

2 所在地

備前市伊部九七四―一二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三一〇一〇〇一六二

五 サービスの種類

短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

生活介護ひばり

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄八七三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三―五

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三一一二〇〇二〇二

五 サービスの種類

生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

総合病院落合病院

2 所在地

真庭市落合垂水二五一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団井口会

2 主たる事務所の所在地

真庭市落合垂水二五一番地

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三一一四〇〇二六五

五 サービスの種類

短期入所

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

藤の里地域生活ホーム

2 所在地

和気郡和気町藤野一〇二五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人藤の里

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町藤野一〇二五―二

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三一二三〇〇一九一

五 サービスの種類

短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援A型事業所 あかり

2 所在地

浅口郡里庄町里見五三〇一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人結

2 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町大字里見六〇四二番地六

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

四 事業所番号

三三一二七〇〇五一

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワークハウス住倉・横谷

2 所在地

小田郡矢掛町横谷一三六五一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人三穂の園

2 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島服部三七八八一

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三一二八〇〇九一

五 サービスの種類

生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホーム ほっぷ 1

2 所在地

赤磐市熊崎一九三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人岡山県自閉症児を育てる会

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

2 主たる事務所の所在地

赤磐市和田一九四―一

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三二一三〇〇〇三四

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

北部もっ子ハウス

2 所在地

久米郡久米南町下弓削四九二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人岡山自立支援センター

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区中原四五―一

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三二三八〇〇〇三一

五 サービスの種類

共同生活援助

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

◎岡山県告示第二百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ほほえみホームヘルプステーション

2 所在地

赤磐市松木六三六番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市河本七七八一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇三六

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

春の家ホームヘルプステーション

2 所在地

赤磐市町苅田五一七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市河本七七八一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇七七

五 サービスの種類

居宅介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイセンターまにわ

2 所在地

真庭市下市瀬六五三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人蒜山慶光園

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山上福田一二〇一―八

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三一―四〇〇一五八

五 サービスの種類

就労移行支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふれあいの里指定居宅介護事業所

2 所在地

苦田郡鏡野町古川四三九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鏡野町社会福祉協議会

2 主たる事務所の所在地

苦田郡鏡野町古川四三九番地一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三一三五〇〇一三

五 サービスの種類

居宅介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さとう記念病院 ヘルパーステーション

2 所在地

勝田郡勝央町黒土四五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人さとう記念病院

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土四五

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三一三六〇〇二九

五 サービスの種類

居宅介護

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

◎岡山県告示第二百九十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成二十八年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

登録番号	二八一一
登録年月日	平成二十八年五月十日
氏名又は名称及び住所	株式会社日本チャンキー 岡山市北区桑田町一番三 〇号岡山県農業共済会館 五階
ふ化場の名称及びその所在地	株式会社日本チャンキー瀬戸 内孵化場 瀬戸内市邑久町本庄三二七六

平成28年5月10日 岡山県公報 第11785号

◎岡山県労働委員会告示第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十八年五月十日

岡山県労働委員会

会長 鷹取 同

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付	労働委員会		
				公務員	労働者	委員
	鷹取 司	弁護士	平成26年11月26日			
	竹内 真理	岡山大学院社会文化科学研究科教授	平成26年11月26日			
	山田 加寿子	特定社会保険労務士	平成26年11月26日			
	西田 和弘	岡山大学院法務研究科教授	平成26年11月26日			
	妻鹿 安希子	弁護士 岡山大学院法務研究科准教授	平成28年3月10日			
	宮本 ひとみ	(岡山県教職員組合副執行委員長)	平成26年11月26日			
	木下 幸男	運輸労連特別執行委員	平成26年11月26日			
	上西 庸雄	(連合岡山アトバイザー)	平成26年11月26日			
	近藤 三千代	UJAゼンセン岡山県支部支部長	平成26年11月26日			
	阪口 林	連合岡山副事務局長	平成28年3月10日			

事務局長職員	使用者		氏名	所属	就任日
	氏名	職名			
	片山	浩子	中国精油株式会社顧問	平成26年11月26日	
	小野	敏行	岡山県経営者協会専務理事	平成26年11月26日	
	大久保	憲作	倉敷木材株式会社代表取締役会長	平成26年11月26日	
	宮原	一也	株式会社宮原製作所代表取締役社長	平成26年11月26日	
	梶原	康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	平成26年11月26日	
	井上	裕敏	岡山県労働委員会事務局長	平成27年4月9日	
	岡村	忠彦	岡山県労働委員会事務局次長	平成27年4月9日	
中桐	幸一	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成28年4月21日		